

抗 議 声 明

加茂市長 小 池 清 彦

県が救命救急センター併設の基幹病院について、県の案として2つの案を提出しておきながら、これを検討する初回の合同会議において、県（北島副知事）の独断により、いきなり「県立加茂病院と燕労災病院を統合再編する案」を却下したことに対する抗議声明について

- 1 救命救急センター併設の基幹病院について、県は、平成24年2月15日の合同会議での合意事項に基づき、県の案として、2つの案を昨日（2月4日）の合同会議に提出した。

即ち、A案：燕労災病院・厚生連三条総合病院の統合再編案

B案：燕労災病院・県立加茂病院の統合再編案

である。

- 2 この2つの案については、客観的に、冷静に、しかも精緻に検討して、それぞれの案には、結局どのような形が考えられ、それぞれの形がどのような長所と短所を有しているかを明らかにして、最終的にどの案のどの形を選ぶかを決めるという手順が踏まれるべきものであった。

- 3 しかるに昨日の合同会議では、県の案が提出されて初めての会議であるにも拘わらず、北島副知事は、いきなり各委員がA案B案どちらに賛成か、公設民営に賛成か反対か、1人1人の委員に発言させた後、みずからの集

約と称して、「賛成多数により、今後は、A案で行くことにします。公設民営で行くことにします。」とあって、B案を却下してしまった。

- 4 私は、当然これに反対を表明し、会議を退席した次第である。
- 5 そもそも、合同会議の上部組織である検討会議（知事、担当副知事、県央の市町村長により構成）は、我々市町村長の方から要請して作られたものではない。知事選における公約に載せたいということで知事の方から我々市町村長に要望して作られたものである。こうした設立の経緯があったためか、知事はこれまで「共通認識」を重視して今日に至った。
- 6 しかるに、このたびは、「共通認識」の重視をかなぐり捨てて、県自身が提案したB案にいきなり門前払いを喰わせたのであった。
- 7 はじめから出来レースにしたいのであれば、はじめから県だけで検討することにして、地元の検討会議やその下部組織である合同会議などは、作らなければよい。
- 8 このたびの北島副知事の、正論を握りつぶす独裁的なやり方は、行政官として、極めて稚拙なやり方であり、適任とは、到底思えない。知事がその場にいなかったからといって、知事も責任なしでは済まされない。
- 9 今後A案とB案を精緻に検討しても、大して時間のかかる話ではない。理論的・客観的に検討して行けば、容易に共通認識に到達し、合意できる事案である。
- 10 それなのに、県がこのたび強引に初回の会議でB案を却下したのはなぜであろうか。それは、理論的にみると、燕労災病院と厚生連三条総合病院の統合再編をめざすA案に多くの問題があり、燕労災病院と加茂病院の統

合再編をめざすB案が極めて有力な案として浮上して来たからにはほかならない。そこで、県は、理詰めの検討を避けたのである。

11 燕労災病院と厚生連三条総合病院の統合再編案には、次のような多くの問題があり、その実現には多くの困難がある。

- (1) そもそも泉田知事が公設民営を言い出したのは、看護師の給料を安くしたいとの発想からであったが、そのような考え方は、看護師になりたい人の数をさらに減らすことになり、看護師の働く意欲をなくし、看護の質を低下させる。
- (2) 看護師の給料や医師の給料を下げることに、労災病院を経営する独立行政法人労働者健康福祉機構と厚生労働省の担当部局（旧労働省系統）が同意することは困難と思われる。
- (3) 新しい公設民営の魚沼基幹病院（454床。うち一般400床）を運営する一般財団法人新潟県地域医療推進機構の定款を見ると、採算がとれなくなるおそれがある救命救急センター併設病院が財政困難に陥った場合に、県がどこまでも財政支援することにはなっておらず、極めて財政基盤が弱い法人である。このことは、現在すでに大勢の人達が心配しているところである。A案もこれを手本にするのであろうが、極めて財政基盤が弱い法人にしかならない。
- (4) 魚沼基幹病院は、2つの県立病院と1つの市立病院を統合再編してできた病院であるが、A案で統合再編されるのは、1つの民間病院と1つの独立行政法人立の病院である。従って、「公設」と称する設立者の中に、どういう形で県が入って行くのか、全くはっきりしない。独立行政法人がどういう形で設立者の中に入って行くのかもわからない。厚生連（農協）は民間団体であるから設立者の中に入って、どこまでも財政的支援を行うことは、考えられない。即ち、厚生連（農協）は、手を引くことになる。独立行政法人労働者健康福祉機構も、どこまでも新設の一般財団法人を財政支援する立場にない。県もどこまでも財政支援する立場にない。新設の基幹病院を運営する一般財団法人は、

かくの如く財政基盤が薄弱で、存立を継続できるか疑問である。

- (5) 県の説明によると、統合再編した後も、燕労災病院の一部と厚生連三条総合病院の一部は残るのだという。そんないい加減な統合再編は、推進するに値しない。それならば、B案の1医療機関2病院制の方がはっきりして強力である。
- (6) 独立行政法人労働者健康福祉機構、この独立行政法人を所管する厚生労働省の担当部局及び厚生連がどのような要望を出し、どのような発言をしているのか、全く明らかにされていない。要するにA案は、全く煮つまっていない案なのである。そのような案を採用することは、断固認めることはできない。
- (7) 昨日の合同会議で、「A案の病院は、はたして救急に力を入れているのか。力を入れているのは、加茂病院だ。従ってB案は妥当だ。」との発言があった。
- (8) A案により、大きな基幹病院が、燕三条駅の近くにできた場合に、三条で林立する病院が経営不振に陥るおそれがある。

12 次に燕労災病院と県立加茂病院を統合再編するB案には、それほどの問題点はなく、次のような多くの長所を有している。

- (1) 1医療機関2病院制を採用することができる。医療機関は1つなので医師を集めやすい。また、2つの病院は、景雲橋を渡って近い距離に存在することになるので、支障はない。
- (2) 新設の救命救急センター併設の基幹病院は、2病院制とすることによって、現在の燕労災病院を存続させることができるので、燕市民に不満は生じない。
- (3) この基幹病院を運営する組織は、県即ち県立か地方独立行政法人になると考えられ、いずれも財政基盤は強固である。
- (4) 看護師の処遇を低下させることがない。
- (5) B案で行けば、土地は加茂市が無償で提供するので、土地代（5町歩の場合）50億円と加茂病院を新たに建て替える経費80億円、併

せて130億円を県は節約することができる。この130億円で国道403号バイパスの全てを三条市役所の近くまで完成することができる。2病院制にすれば、県は、さらに100億円近く節約することができるであろう。

- (6) 加茂病院は老朽化し、地震に弱く、震度5以上の地震で崩壊するおそれがあるといわれており、大急ぎで建て替える必要がある。従ってB案の実施を急ぐ必要がある。
- (7) B案は、県立病院と準国立病院の統合再編であり、統合再編は容易である。
- (8) 昨日の合同会議で、「A案の病院は、はたして救急に力を入れているのか。力を入れているのは、加茂病院だ。従ってB案は妥当だ。」との発言があった。

13 北島副知事は、さらに私が抗議して退席した合同会議において、A案をさらに検討する「県央基幹病院基本構想策定委員会」の設置を独断で決めてしまった。北島副知事のファッショ独裁は、今やとどまることを知らない状態である。この委員会は、次のようなものであるとのことである。

「構成員」 新潟大学、県医師会、地元医療関係者等

「構想の内容」 ・基幹病院の機能・規模、既存病院との役割分担の調整
・基幹病院の整備・運営形態（公設民営）
・25年度中をめどに基本構想策定

14 要するに救命救急センター併設病院の基本構想という最重要事項を今まで中心となって検討してきた市町村長の手から取り上げて、医師の集団にまかせるという考え方である。さらに、この医師の集団も、県のいいなりになる「イエスマン」の集団となり、県の思い通りに救命救急センター併設病院が作られ、各市町村は、魚沼の基幹病院のように、この病院を運営する一般財団法人の設立者の1つとされて、この基幹病院が財政難に陥ったとき、巨額の財政負担を強いられることになるのであらうと思われる。

- 15 私は、このような基本構想策定委員会の設置には、断固反対するものであり、その権限は認めない。我々は常に検討会議と合同会議で十分に検討すべきである。新潟大学から支援を受ける必要があれば、合同会議における検討に参加してもらえばよい。
- 16 そもそもB案が却下されて、A案のみを検討する、このような委員会は、断固認めることはできない。
- 17 このたびの事は、県が2つの案を合同会議に提出しておきながら、何の検討も行わずに、北島副知事の独断で、いきなりA案に決めたと称しているものであり、信義誠実の原則にもとるも甚だしいものである。
- 18 また、合同会議は、常に「共通認識」を得て、即ち、全会一致の下に作業を進めて来たものであって、今回の副知事の独断は、これに違反するものである。しかも、決定的に重要なことを、県の案が出された初回の合同会議で、何の検討も行わずに、いきなり何の共通認識もなく、北島副知事の独断で決めたと称しているものである。
- 19 このたび泉田知事は、最初の挨拶を行ったのみで退席し、その後の会議の現場では、不在であった。このように決定的な重要なことを副知事の独断で決めてよいものではない。副知事は正式な議長ではなく、そんな権限は持っていない。
- 20 しかも、合同会議は、検討会議の下部組織であって、決定権はない。決定権があるのは、検討会議である。しかも、このように決定的に重要な事項は、知事の司会の下に、「共通認識」として決定しなければならないものである。

21 従って、今回の北島副知事が決めたと称しているものは、全くの無効である。

22 最終的に決める立場にある泉田知事までが、この無効な、今まで「共通認識」を得ながら、きちっと進めてきた検討会議の努力を台なしにするめちゃくちゃな「決定」と称するものを、検討会議も開かずにお決めになるのかどうか、みずからも「決めた」「決めた」とおっしゃるのか、明確な回答を求めるものである。